

社会保障制度改革の今後の進め方について

本日、社会保障制度改革国民会議報告書が内閣総理大臣に提出された。

国民会議においては、質が高く持続可能な社会保障制度の構築に向けて、真摯に議論を重ねられたことに対して敬意を表する。また、地方の役割と責任を高め、地域の課題の解決にあたることができるようにするという改革の方向性は、地方分権の趣旨に合致するものとする。

しかしながら、制度の骨格を成す事項や、財源の確保をはじめとする国の責任も曖昧なままであるなど、社会保障の運営責任者である地方の立場からは、十分な議論が尽くされたとは言い難い。

そのため、今後、改革の具体化に当たっては、特に次の点について、議論を尽くす必要がある。

1 国保について

(1) 構造的な問題の抜本的な解決について

単に保険者を都道府県に移行するだけでは、国保の構造的な問題は解決せず、巨大な赤字団体を生むだけである。構造的な問題を抜本的に解決することは国の責任であり、後期高齢者支援金の総報酬割導入により不要となる国費を国保に優先投入することはもとより、増嵩する医療費への対応など今後赤字を生み出さずに運営できるよう、将来にわたり安定的な運営と持続可能性を担保するための措置を講ずる必要がある。

その上で、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を明らかにする必要がある。

(2) 運営主体のあり方について

国保の運営主体のあり方を議論するに当たっては、都道府県と市町村が協働する分権的な仕組みとすることが重要であり、都道府県と市町村の役割と責任の分担や市町村のインセンティブ等の法的な整理、保険者の形態、さらには保険料率の設定など、制度の骨格となる事項について十分検討する必要がある。

2 医療提供体制改革について

地域医療ビジョン等の策定とこれを踏まえた医療機能の分化については、地方はもとより医療機関の理解を得られる内容とすることが必須であるが、その実現に向けた道筋は未だ明らかではない。国と地方、さらには関係団体との間で手順を踏んだ丁寧な議論を行い、国が主体となった医師・診療科の偏在是正対策などを含め、実効性のある方策を講ずる必要がある。

医療制度改革は、地方の理解と協力なしには推進し得ないものであり、いやしくも国の責任と負担のみが軽減され、一方的に地方に転嫁するようなことがあってはならない。今後、上記のことを踏まえ、地方と国との間で、真に持続可能で実効性のある制度の構築に向けた、本質的かつ本格的な議論が行われるよう強く求める。

平成25年8月6日

全国知事会社会保障常任委員会
委員長 栃木県知事 福田 富一